（参考）

ＢＳＥコード改正案の主要論点の変遷

現行ＢＳＥコード（２００５年版）

１．無条件物品のうち骨なし牛肉に課されている条件
・30ヶ月齢以下であること

・ピッシング等がされていないこと
・と殺前／後検査を受けていること

・BSE感染の疑いがなく、もしくは感染が確認されていないこと
・SRMによって汚染されないように前処理されていること

２．「無視できるリスクの国」の条件
・最終発生から７年を超えて経過していること

・報告、教育義務等が７年以上実施されていること
・飼料規制が８年以上実施されていること

３．サーベイランスの基準
（臨床症状牛の検査義務に関する特段の規定なし）

⇒ 変更

ＢＳＥコード改正１次案

１．無条件物品のうち骨なし牛肉に課されている条件
~~・30ヶ月齢以下であること~~

・ピッシング等がされていないこと
・と殺前／後検査を~~受け~~合格していること
~~・BSE感染の疑いがなく、もしくは感染が確認されていないこと~~
・SRMによって汚染されないように前処理されていること

２．「無視できるリスクの国」の条件
~~・最終発生から７年を超えて経過していること~~
・８年以内に自国で出生した牛で発生がないこと
・報告、教育義務等が７年以上実施されていること
・飼料規制が８年以上実施されていること

３．サーベイランスの基準
・全ての臨床症状牛を検査すること

⇒ 再変更

ＢＳＥコード改正２次案
【2006年のOIE総会で採択】

１．無条件物品のうち骨なし牛肉に課されている条件
~~・30ヶ月齢以下であること~~
・30ヶ月齢以下であること
・ピッシング等がされていないこと
・と殺前／後検査を~~受け~~合格していること
~~・BSE感染の疑いがなく、もしくは感染が確認されていないこと~~
・SRMによって汚染されないように前処理されていること

２．「無視できるリスクの国」の条件
~~・最終発生から７年を超えて経過していること~~
・１１年~~８年~~以内に自国で出生した牛で発生がないこと
・報告、教育義務等が７年以上実施されていること
・飼料規制が８年以上実施されていること

３．サーベイランスの基準
・全ての臨床症状牛を検査すること